

「シェアリングエコノミー特区」の提案 ～美容・理容へのシェアリングエコノミー方式の活用に向けて

特区ビジネスコンサルティング

■提案の内容

空室宿泊利用やライドシェアなど、ICTを活用したシェアリングエコノミーで活用されている方式は、さまざまな分野に応用可能。

たとえば、美容・理容の分野では、「利用者」、「フリーの美容師・理容師」、「美容室・理容室の空きスペース」の三者をつなぎ、スマートフォンのアプリを使って、以下のようなサービスが考えられる。

- 1) 「フリーの美容師・理容師」が「対応可能な時間とエリア」を登録
- 2) 「美容室・理容室」が「面のあいている時間」を登録
- 3) 「利用者」が、アプリ上で「美容師・理容師」と（その対応可能なエリア内の）「美容室・理容室」を選んで予約
- 4) 「利用者」は、サービス利用後、「美容師・理容師」と「美容室・理容室」の双方を五段階評価し、平均評点と評価者数を常時表示する（→「利用者」は評価結果をみて選ぶことができる）

このサービスでは、フリーの美容師・理容師が、特定の店舗だけで働くのではなく、利用者の都合および空き状況に応じて、さまざまな店舗でサービス提供することがポイント。

たとえば、カットだけ希望の場合ならば、希望する「美容師」に、最も近くで都合のよい「理容室」にきてもらうようにしても、サービス提供上は何ら支障なく、利用者にとっての利便性はより一層高まるはず。

しかし、現行の規制では、美容師が理容室で働くこと、逆に、理容師が美容室で働くことは認められず、理容室・美容室を兼ねることも認められていない。

規制の理由は、美容師・理容師が混在することで違法業務のおそれが高まることとされているが、上記のサービスの場合、利用者が美容師ないし理容師を明示的に選んで予約するので、こうした混乱のおそれは考えられない。

シェアリングエコノミーの拡大に向けては、このように、伝統的な規制が妨げとなることが少なくない。

国家戦略特区において「シェアリングエコノミー特区」を設け、上記の美容・理容に係る規制の特例など、各種規制を撤廃していくことを提案する。

■実施予定地域

未定

■実施による経済社会的効果

- ・美容師・理容師が、特定の店舗に縛られることなく、自由な働き方が可能に。
- ・美容室・理容室にとっては、空きスペースの有効活用が可能に。
- ・利用者にとっては、好みの美容師・理容師を選び、都合のよい場所で、利便性・満足度の高いサービスを受けることが可能に。
- ・さらに、外国人利用者向けのアプリも用意し（英語、中国語、タイ語など）、外国語対応のできる美容師・理容師の情報を表示することで、「日本の美容室でヘアカットしたい」といった外国人観光客のニーズへの対応も可能に。

■規制特例の必要性

「理容師法の運用に関する件(昭和 23 年 12 月 8 日衛発第 382 号)」により、「理髪施設と美容施設はそれぞれ別個に設けなければならない」とされている。